

令和 6 年 1 月 24 日

加 賀 市 長

(担当 総務部財政課)

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積徴収を行いますので、見積書を提出されるようお願いします。

物 件 名 等	子育て見守りネットワーク 民生児童委員・児童委員名刺カード
見積提出期限 及 び 場 所	令和 6 年 1 月 25 日 午前 11 時 30 分 加賀市役所 総務部 財政課
見積書宛名	加賀市長 宮元 陸
納 入 期 限	令和 6 年 2 月 28 日
納 入 場 所	子育て応援ステーション
落 札 方 法	総価落札
注意事項	1 指定日時までに提出されない場合は、見積をご辞退されたものと解釈させていただきます。 2 会社にあっては社印、代表者印を、個人についても記名捺印をお願いいたします。

伺 番 号 第 0000343 号

品 目 明 細

年 度 令和 5 年度

件 名 子育て見守りネットワーク 民生児童委員・児童委員名刺カード

伺 番 号 0000343

1 / 1

No.	品 名	印刷製本（単位：部）	分類番号	002-003-000
1	規 格	別添見本のとおり（色の変更あり）		
	数 量	3,000 部		
No.	品 名		分類番号	
2	規 格			
	数 量			
No.	品 名		分類番号	
3	規 格			
	数 量			
No.	品 名		分類番号	
4	規 格			
	数 量			
No.	品 名		分類番号	
5	規 格			
	数 量			
No.	品 名		分類番号	
6	規 格			
	数 量			
No.	品 名		分類番号	
7	規 格			
	数 量			

印刷仕様書

市民健康部子育て支援課子育て応援ステーション

件名	子育て見守りネットワーク 民生児童委員・主任児童委員名刺カード		
紙質	別添（見本）のとおり コート紙 現物見本は財政課にあります		
印刷	両面フルカラー印刷		
規格	別添見本のとおり（色の変更あり）		
形状	別添見本のとおり		
数量	3,000部	校正	要
納入期限	令和6年2月28日（水）	納入場所	加賀市大聖寺八間道 65 番地 かが交流プラザさくら内 子育て応援ステーション ※職員の指示する場所へ納入すること。
<p>その他連絡事項（校正担当課・係名 子育て支援課子育て応援ステーション 担当者 大家・斉川） （直通 72-2565）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者決定後、打ち合わせを要します。 ・納入の際、50枚ずつの束にすること。 ※見本のデータはPDFデータでお渡しします。 ・QRコードの差替えについては、データでお渡しできます ※完成後の原稿のデータを提供すること。 <p>なお、本業務により作成された冊子に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、加賀市に帰属するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※発注業務にかかる特許等を使用する場合は、受注業者において実施許諾を受けていること。なお、受けている場合は許可番号を表示すること。 ※納入に際しては、事前に担当課の確認を受けた上で、納入場所へ納入し納品書に受領者印をもらって財政課へお出してください（原稿及び見本は担当課に返してください）。 ※納入期限は厳守してください。万一期限内に納入出来ない事情が発生したときは、必ず担当課へ連絡して了解を得てください。 ※成果品はPDFで作成したデータを提供すること。 			

☆「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、
☆ご自身が出産や子育てに悩んだときには、
児童相談所や市町村の窓口でもご連絡やご相談をお受けします。



児童相談所
虐待対応ダイヤル
いちばやく
189番

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

※一部のIP電話からはつながりません。

私はこの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員です

●氏名

●連絡先

(_____)

●民生委員・児童委員、主任児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。
●ご相談の秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。



こんにちは



民生委員・児童委員です
主任児童委員です

●民生委員は児童委員をかねています。
●一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

 厚生労働省

PROOF

民生委員・児童委員ってどんな人？

◎子育て・福祉に関する相談相手です

- 厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援を行っています。
- みなさんがかかえる問題について、みなさんの立場で、親身にご相談にのります。
- 私たちのまちにどんな福祉制度や子育て支援サービスがあるかをご紹介します。
- 必要なサービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」になります。

どんな相談にのってもらえるの？

◎例えば……

- 妊娠中の心配ごと
- 子育ての不安
- しつけの悩み
- 親子関係
- 仲間づくり
- いじめ
- 非行
- 不登校
- 虐待



ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください。

～ひとりで悩まないで～

地域には「あなた」の悩みを聞いたり、子育てに関する相談にのってくれるところがあります

保健所
市町村保健センター
精神保健福祉センター

民生委員・児童委員
主任児童委員

地域子育て支援拠点

医療機関

保育所、児童館、
児童家庭支援センター等の
児童福祉施設

警察

市区町村窓口
児童相談所
福祉事務所

学校



PROOF